

○経済産業省告示第 号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第五条第二項の規定に基づき、非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の基準（平成二十八年経済産業省告示第百十二号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和 年 月 日

経済産業大臣 萩生田光一

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものに加える。

改正後	改正前
2. 非化石エネルギー源の利用の目標 ①～③ [略]	2. 非化石エネルギー源の利用の目標 ①～③ [略]

④ 非化石電源比率目標の達成の確度を高めるため、国は、毎年度、電気事業者（①において規定する非化石電源比率目標の達成が合理的に不可能と認められる電気事業者を除く。以下この④において同じ。）ごとに到達すべき非化石電源比率（以下「中間目標値」という。）を次の算式により定め、これを各電気事業者に通知し、電気事業者（複数の電気事業者で取組を行っている場合にあつては、当該複数の電気事業者）ごとに、中間目標値の達成状況及び中間目標値への取組状況についての評価（以下「中間評価」という。）を行うものとする。

④ 非化石電源比率目標の達成の確度を高めるため、国は、毎年度、電気事業者（①において規定する非化石電源比率目標の達成が合理的に不可能と認められる電気事業者を除く。以下この④において同じ。）ごとに到達すべき非化石電源比率（以下「中間目標値」という。）を次の算式により定め、これを各電気事業者に通知し、電気事業者（複数の電気事業者で取組を行っている場合にあつては、当該複数の電気事業者）ごとに、中間目標値の達成状況及び中間目標値への取組状況についての評価（以下「中間評価」という。）を行うものとする。

算式

$$\text{中間目標値} = A - B + C - D$$

算式の符号

A 電気事業者及び発電事業者（電気事業法第2条第1項第15号に規定する発電事業者をいう。）が届け出た直近の供給計画のうち、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）様式第32第2表による供給電力量を用いて算出した全ての非化石電源による供給電力量の合計値から、前年度において
電気事業者による再生可能エネルギー

算式

$$\text{中間目標値} = A - B + C - D$$

算式の符号

A 電気事業者及び発電事業者（電気事業法第2条第1項第15号に規定する発電事業者をいう。）が届け出た直近の供給計画のうち、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）様式第32第2表による供給電力量を用いて算出した全ての非化石電源による供給電力量の合計値を、同表により算出した全ての一般送配電事業者の需要電力

電気の調達に関する特別措置法（平成

23年法律第108号）第2条第5項に規

定する認定発電設備を用いて発電され

、及び供給された電力量の合計値又は

それに進ずる推計電力量を控除した値

を、同表により算出した全ての一般送

配電事業者の需要電力量の合計値で除

した値。

B 各電気事業者の非化石電源比率に、

当該電気事業者の販売電力量を乗じて

得たものの合計値を、全ての電気事業

者の販売電力量の合計値で除した値か

ら、当該電気事業者の平成30年度にお

量の合計値で除した値。

B 各電気事業者の非化石電源比率に、

当該電気事業者の販売電力量を乗じて

得たものの合計値を、全ての電気事業

者の販売電力量の合計値で除した値か

ら、当該電気事業者の平成30年度にお

ける非化石電源比率の実績値（エネルギー
ギー供給事業者による非化石エネルギー
二源の利用及び化石エネルギー原料の
有効な利用の促進に関する法律施行令
（平成21年政令第222号）第7条第1
項に規定する要件に平成31年度以降に
該当することとなった事業者において
は、当該要件に該当することとなった
年度における非化石電源比率の実績値
）を引いた値（当該値が零を下回る場
合にあつては零とする）。

- C [略]
- D 各電気事業者の平成30年度における

ける非化石電源比率の実績値を引いた
値（当該値が零を下回る場合にあつて
は零とする）。

- C [略]
- D 各電気事業者の平成30年度における

規則第3条第2号に規定する非化石電
源に係る電気に相当するもの（非化石
証書に係るものを除く。）の合計値を
、全ての電気事業者の販売電力量の合
計値で除した値。ただし、令和3年度

以降においては、各電気事業者が、市
場又は相対取引において調達すること
が必要である非化石証書の購入量に
応じた値として総合資源エネルギー調
査会により定める値。

⑤ [略]

規則第3条第2号に規定する非化石電
源に係る電気に相当するもの（非化石
証書に係るものを除く。）の合計値を
、全ての電気事業者の販売電力量の合
計値で除した値。

⑤ [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。